

『菁華抄』(一)

後藤 昭雄

一

標記の書は、旧蔵者の許にあった時に、一部ではあるが影印により公刊されている。解説が付され、簡略なものながら要は述べているので借用する。すなわち、佐佐木信綱編『鏡草』(竹柏会、一九三二年)に次のようにある。

菁華抄卷第三縦八寸見通し一尺五分 零本 粘葉一帖 詩文に見えたる典拠ある

熟語故事等を、部類を分かちて彙集せるものなり。この書、本朝書籍目録の詩家の部に其の名見えたれど、巻数を記さず、所謂孤本なり。

書影は目録の冒頭(宝貨部、儀飾部)と途中(文武部、伎芸部)、及び本文の文学部の「詩」の項を掲げる。

以後、和田英松『本朝書籍目録考証』(一九三六年)、
『竹柏園蔵書志』(一九三九年)、川瀬一馬『古辞書の研究』
(一九五六年)、川口久雄『平安朝日本漢文学史の研究』
(一九五九年)、大曾根章介「和漢兼作の人々と唱導の大家」
〔大曾根章介『日本漢文学論集』第一卷、一九九八年。初出一九七八年〕、
『日本古典文学大辞典』(堀内秀晃執筆、一九八四年)等に取り上げられている。内容にもある程度踏み込んでいるものもあるが、多くは概略を記すか、単に書名を挙げるに止まる。

『菁華抄』は今は石川武美記念図書館(1)の所蔵であるが、調査の機会を得たので、その大概を紹介して、文学史上の意義を考えてみたい。

早く『菁華抄』の名を記す文献の一つに『本朝書籍目録』がある。その「詩家」の項に、

……、風心鈔三卷、約聡鈔、昭白鈔三卷、褒万鈔、文筆要鈔一卷、清吟抄、菁華抄、華実抄、七步抄、三步抄、文鳳抄十卷普為長撰抄、……

とある。この部分は類似した性格の書物を列挙したものと考えられるが、順序は成立年次に従っているのではなからうか。これは常識的判断と、『褒万抄』からの引用が『菁華抄』にあり（後述）、この書が『菁華抄』に先行するのであるが、ここもその順序になっているという、わずかな根拠に依るのであるが、そうであるとすれば、『菁華抄』は『文鳳抄』に先立つことになる。

『文鳳抄』は前掲の諸書のうち、『菁華抄』を除いては唯一現存する書であるが、その成立年次について、最近の説である本間洋一氏の「歌論歌学集成本」の「解題」⁽²⁾では、元久元年（一二〇四）から建暦元年（一二一一）までの間としている。先の記載が成立年次の順であるとすれば、

『菁華抄』はこれより以前、十二世紀後半の成立ということになる。

三

以下、『菁華抄』の現存本に就いて見ていこう。

まず書誌的事項であるが、卷三のみの零本で、粘葉装一冊。縦25・8 cm、横15・8 cm。本文六十丁。一丁、六行に書く。料紙は厚手の楮紙、かなりの虫損を被り、ノドの部分が著しい。ために文字を失った部分もある。

内容は以下のようなものである。

「菁華抄卷第三」という内題がある。内題に続いて次のような目録がある。

宝貨部 金、珠、玉、錦、繡、糸、香。
 儀飾部 帷、帳、床、席、簾、簾、枕、扇、鏡、灯、燭。
 飲食部 酒、盃、菓。
 章服部 冠、衣付掃衣、佩、履。
 音楽部 楽、歌、舞、琴、琵琶、笙、笛。

文武部 書帙、勤学、文章、詩付詩境、筆、墨、硯、
弓、劍。
伎芸部 書芸、凶画、囲碁。
産業部 農耕、漁鉤、狩猟。

このように部類が立てられている。ただし、これを本文と比べてみると、いくつか相違がある。

儀飾部の「席」の後に本文には「筵」が立項される。

音楽部の「琴」の後に「箏」、「笛」の後に「竽」がある。

「文武部」が「文学部」と「武器部」に分かれている。産業部の「魚鉤」が「漁」と「漁釣」に分かれる。

現存の巻三の部類は右のとおりであるが、他に、巻数は不明ながら、「神祠部」が存した。そのことを記すのは京都大学附属図書館蔵菊亭家本『文粹願文略注』⁽³⁾である。本書は『本朝文粹』所収の願文の用語に注を加えたものであるが、大江匡衡の「於尾張國熱田社」供「養大般若経」願文（巻十三）に用いられた「潢汙之水」について、このような注を付している。

潢汙之水見礼記 潢汙菁葦抄中ニ神祠部有之

「潢汙」はたまり水の意。この語が『礼記』に見えること、また「菁葦抄」の「神祠部」にあることを記しているが、この「菁葦抄」は「菁華抄」の訛誤であろう。⁽⁵⁾これによって、『菁華抄』に「神祠部」があったことが明らかになる。なお、この記事は、早い時代⁽⁶⁾の文献に『菁華抄』の名が記された貴重な例でもある。

この「神祠部」も含めて、部類及びそれに含まれる項目を、類書であるいわゆる類書と比較してみよう。中国と日本の類書それぞれ一つを取り上げることとして、『初学記』と『幼学指南抄』を選んだが、『幼学指南抄』は陽明文庫蔵『幼学指南抄目録』⁽⁷⁾に拠り、表に示した。

部類欄には同一の、あるいは近似した名称か、もしくは最下欄の『菁華抄』の項目が収められている部類を示した。上に付した数字は巻数である。

下欄の「項目」の各項に、『初学記』『幼学指南抄』の二書に同じ項目があるものには◎を、『初学記』のみにあるものには△を、『幼学指南抄』のみにあるものには○を付した。

		部類		部類	
		部類		部類	
神祇部		21 靈祇部	(祇 廟)		
産業部	22 武部	18 産業部	農耕 [△] 漁 [△] 漁釣 [△] 狩 [△] 獵 [△]		
伎芸部		21 22 巧芸部	書芸 [△] 図画 [△] 囲碁 [△]		
武器部	22 武部	16 武部	弓 [△] 劍 [△]		
文学部	21 文部	15 文部	筆 [△] 墨 [△] 硯 [△]		
音楽部	15 16 楽部 上下	12 楽部	笙 [△] 笛 [△] 竽 [△]		
章服部	26 器物部下	18 章服部	冠 [△] 衣 [△] 袴 [△] 衣 [△] 佩 [△] 履 [△]		
飲食部	26 器物部下	26 菓部	酒 [△] 盃 [△] 菓 [△]		
儀飾部	25 器物部上	20 飲食部	枕 [△] 扇 [△] 鏡 [△] 灯 [△] 燭 [△]		
宝貨部	27 宝器部	19 服飾部	帷 [△] 帳 [△] 床 [△] 席 [△] 筵 [△] 簾 [△]		
菁華抄	初学記	23 24 宝貨部 上下	金 [△] 珠 [△] 玉 [△] 錦 [△] 繡 [△] 糸 [△] 香 [△]		
		19 服飾部			
		22 火部			
		19 服飾部			
		21 器物部			
		26 菓部			

(注) 宝貨部「香」は『指南抄』は服飾部に置く。

儀飾部「帷」「床」は二書は「帷幕」「牀」。「灯」「燭」は『指南抄』は火部に置く。

飲食部『指南抄』は「盃」は器物部に、「菓」は菓部に置く。

章服部「佩」は二書は「珮珠」。

音楽部『初学記』では「楽」に当たるのは「雅楽」「雑楽」「四夷楽」。

伎芸部「書芸」「図画」は『指南抄』は「書」「画」。

産業部「農耕」「漁釣」は『指南抄』は「農」「漁鉤」。「狩獵」は『初学記』は「獵」、『指南抄』は「佃獵」。

神祇部 () 内の項目は『指南抄』のそれ。参考にあげた。

少し説明を加えておくと、部類では『幼学指南抄』ときわめて近似している。ただし、儀飾部は相違する。『指南抄』にも儀飾部はあるが、これに含まれる項目は「節、黄鉞、鼓吹」等で（この方が語義に適う）、『菁華抄』に置かれる「帷、帳、床」以下は服飾・火部に属する。

項目では、『初学記』『幼学指南抄』にないもの（右肩に印がない）がいくつかあるが、他の類書にはある。次のとおりである。

衣(章服部) 『芸文類聚』衣冠部、衣冠・衣裳。『太平御覧』服章部、衣。

竽(音楽部) 『太平御覧』楽部、竽。

勤学(文学部)『太平御覧』学部、勤学。

詩(文学部) 『芸文類聚』雑文部、詩。

ただし、「筵」「書帙」の二つの項目は浩瀚な『太平御覧』にもなく、本書に独自の項目である。

次に本文である。巻頭の宝貨部の「金」を例として引掲する。

金黄、百、千、兼、南、黨、楚、砂、沙、万、鏐

麗水、華山、楚、揚州、隙湖、南楚、西秦、秦市、季

布一諾、捐金、潤屋、置台燕昭王郭隗、見上、披砂、

練金、鎔範、擲地孫綽天台賦有、金声、……、沙、瑩、冶、燒、

琢、練、麗水之珍、百練之精、難得之質。

このように「金」に関する熟語、成句、詩句等を集めている。項目「金」の下の小字は、それぞれの文字に「金」を添えて「黄金」「百金」等の熟語となる。小字の注が付されている語句もある。「置台」に付された「燕昭王郭隗」は、周知の「先づ隗より始めよ」に関わるもので、人材を得る方策を郭隗からかく教えられた昭王が彼のために黄金(8)を築いたことを示そうとするものである。また「擲地」

の「孫綽」云々は、孫綽が「遊天台山一賦」(『文選』卷十一)を作り、友人に向かって自信のほどを示して、「卿試みに地に擲なげて。当に金石の声を作すべし」と言ったこと(『晋書』卷五十六、孫綽伝)にもとづくことをいう注記である。

二字の熟語を成す文字から四字成語まで、「金」の項には五十ほどの語句が集められている。

『菁華抄』はこのような類聚詩文語彙集である。

四

『菁華抄』収載のこのような語句がどのような書物から採録されたものか、すなわち、編纂資料として何が利用されているか、確かめてみたい。

少数ながら出典注記のあるものがある。まずこれを検討してみよう。

太公六韜

産業部「漁」に次のようにある。

呂望(9)(太公六韜曰文王田于渭陽見一一坐茅以漁)

注記中の「一一」はそこに「呂望」の二字が入ることを

示す（以下の引用についても同じ）。確かに『六韜』巻一、
文師にある。ただし、次のとおりである。

文王將_レ田、史編布卜曰、田_二於涓陽_一、……、於_二涓陽_一
卒見_二太公坐_レ茅以漁_一。

傍線部が小字注に当たりますが、これによれば、『六韜』の長
文の本文から語句を抜き出して文を綴ったと見なければなら
ない。省略した所は四部叢刊本で三行に及ぶ。それより
肝心の「呂望」が「太公」とあって相違する。これは類書
に拠ったのではなからうか。『太平御覽』巻八三二、獫に
次の一文がある。

六韜曰、文王畋_二于涓陽_一、見_二呂尚坐_レ弟以漁_一。

これも「呂望」を含む二箇所に違いはあるが文は近似す
る。「弟」は「茅」の誤り。肝心の人名が異なるので、『太
平御覽』と断することはできないが、このような類書に拠
るものであろう。

後漢書

「漁」に次の例がある。

涪水（後漢書曰有老父常漁／釣於——因号涪翁）

『後漢書』巻八十二下、郭玉伝に次のようにある。

郭玉者広漢雒人也。初有_二老父_一、不_レ知_二何出_一。常漁_二

釣於涪水。因号_二涪翁_一。

傍線部が注記に当たると。

文選

章服部「擣衣」に引く一句に、

幽減侯君開（擣衣事文選十五）

とある。注記のとおり『文選』巻十五（李善注本は巻三
十）所収、謝惠連の「擣衣」の一句であるが、謝惠連詩の
引用はこの句だけではなく、ほぼ一首全部が引掲されてい
て特異なかたちを持っている。後に改めて述べる。

「天台山賦」という注記のある二語がある。

擲地（孫綽天台山賦有一金声）（宝貨部「金」）

擲地（孫綽天台山賦）（文学部「文章」）

「擲地」の語が「天台山賦」（『文選』巻十一）にあるこ
とを注記しているように見えるが、そうではない。前述
（第三節）のように、「擲地」は孫綽が「遊_二天台山_一賦」
を作った時の挿話（『晋書』孫綽伝）の中の語である。

同様の例がもう一つある。

楚王襟（風賦云）（章服部「衣」）

宋玉の「風賦」（『文選』巻十三）に「楚王襟」の語があ
ると読んでしまうが、そうではなく、これは「風賦」の

楚、襄王游_レ於蘭台之宮、宋玉景差侍。有_レ風颯然而至。
王迺披_レ襟而当_レ之曰、快哉此風。

を踏まえた措辞である。先の例と同じく、その語が『文選』の賦に関わるものであることを注記する。

古詩

章服部「衣」に、

青袍以_レ春草（古詩）

という、「古詩」を典拠とする句がある。確かめると、『玉台新詠』巻一の「古詩八首」の第八首の第2聯、

青袍似_二春草、長条隨_レ風舒。

にある。これに拠ったとも考えられるが、むしろ、『太平御覧』巻六九三、「袍」に「古詩曰」としてこの二句を引くのものにとづいたものではなからうか。

白氏文集

「白」あるいは「文集」として、一例を除き、巻数まで注記している。

儀飾部「扇」に、

麈尾（白六十五）

とある。『白氏文集』巻六十五、3211「白羽扇」の麈尾斑非_レ疋、蒲葵陋不_レ同。

から抄出したものである。以下、列挙する。

荷葉盃（白六十五）（飲食部「盃」）

↓ 3227 酒熟憶_二皇甫十一（卷六十五）

疎索柳花盃、寂寥荷葉盃。

藤枝（名）文集十一（飲食部「酒」）

↓ 552 郡中春讌、因贈_二諸客（卷十一）

薰草席鋪_レ座、藤枝酒注_レ樽。

風襟蕭颯（文集云）（章服部「衣」）

↓ 2298 池上夜境（卷五十二）

露簾清瑩迎_レ夜滑、風襟蕭灑先_レ秋涼

吹如秋鶴声（文集第六）玉笛吹——（音楽部「笛」）

↓ 264 遊_二悟真寺（卷六）

玉笛何代物、天人施_二祇園（吹如「秋鶴声」、可_二以降「靈仙」）

これは詩句一句を抄出している。

『白氏文集』からの抄出は巻数も明記するが、それは那波本と一致する。すなわち改編された刊本以前の原態本にもとづいている。

白氏六帖

一例のみであるが、儀飾部「簾」に、

筍席（筍一 弱竹也六帖簾部）
とある。注記のとおり、『白氏六帖事類集』巻四、「簾」
に、

筍席玄純（筍弱竹也。玄純黒縁也。並天子朝燕之簾）
とある。

太平御覽

二例がある。一つは音楽部「竽」に、

濫吹（見御覽）

とあるが、『太平御覽』巻五八一、音楽部「竽」に「韓子
曰」として抄出する文中に見える。

もう一例、産業部「漁」に、

河浜（見御覽漁部）

とある。『太平御覽』で「漁部」に当たるのは巻八三三、
資産部の「漁」であるが、この項に引用の文章中には「河
浜」の語は見いだせない。この語は巻四二四、人事部の
「讓」に見える。

韓子曰、舜耕二於歴山、農者讓レ畔、漁二於河浜、漁者
讓レ長。

「漁」との関わりから、これに違いないが、部類が相違す
る。注を付した者が誤ったか。あるいは「御覽」とは「修

文殿御覽」であるとも解しうるかと思うが、これを見るこ
とができない今は確かめようもない。

以上が中国の文献についての注記である。

わずかながら日本の文献も見える。

褒万抄

二箇所に見える。まず「竽」に

北斗工吹（見褒万抄）

とある。このように書かれているが、本来は「北斗」と
「工吹」とは別であったと思われる。「工吹」は『太平御
覽』巻五八一の「竽」に引く次の条からの抄出であろう。

桓譚新論曰、成少伯工吹レ竽。……

もう一つは産業部「漁」に、

坐茅（呂尚一以漁父勞而問焉 褒万哲）

とある。注の終わりの「哲」は疑問で、誤写であろう。
『本朝書籍目録考証』に「抄曰」と読むのに従う。

「工吹」及び「坐茅」の語が『褒万抄』にも引掲されて
いたわけであるが、これによって、本書が『菁華抄』と類
似した書物であったことが知られる。なお、『褒万抄』に
ついては、この二条と前述（第二節）の『本朝書籍目録』
における書名の記載とがわずかに残る資料である。

出典の注記はないが、大江以言（九五五—一〇一〇）の詩の佚句が引用されている。伎芸部「囲碁」に、

数局（以言詩宮碁——嬾方歌）

とある。以言に「宮碁数局嬾方歌」という詩句のあったことが知られる。零句ながら新出の詩句である。

出典及びこれに準ずる注記を伴うものは以上のとおりである。

五

『菁華抄』はさらに多くの先行文献を利用して考えると考えられる。それを明らかにしていこう。

まず予想されるのは類書である。先に（第三節）部類において近似することを見た『初学記』は語句の採録に当たっても利用されている。顕著な例を挙げると、儀飾部「灯」がある。その前半部は次のとおりである。

九枝、百枝、九光（徴—）、九徴（五徴）、五枝、一点
（孤—）、百華、鴨頭、鳳膏、龍膏、豹髓、鶴焰、魚
形、鳳腦、恒満、常生、青模、緑桂、芳苡、蘭膏（璠
—）、葛籠、荷蓋、蓮花（灯焰）、照壁、映書（巨衡）、

穿壁土、……

これらの語句のうちのかなりのものが『初学記』に見え
る。卷二十五、器物部「灯」の「事対」は以下のとおりで
ある。

豹髓、龍膏、駝頭、鳳腦、芳苡、蘭膏、銅倚、玉枝。

葛籠、荷蓋、百枝、九光、蚯蚓、鳳膏、恒満、常生。

傍線を付した語句は『菁華抄』が採録している。かつ
「鳳腦」と「鳳膏」以外は「事対」と同じく対語のかたち
で取り入れている。また、『菁華抄』の「五枝」と「百華」
は『初学記』の「叙事」の文中に見える。

西京雜記曰、漢高祖入咸陽宮、秦有青玉五枝灯。

王朗秦故事曰、百華灯樹、正月朔朝賀、殿下設于三
階之間。

さらに「照壁」「映書」は『初学記』の「燭」の「事対」
にある。

要するに、先の『菁華抄』の引用のうち、傍線を付した
語句は『初学記』に拠るものである。本文を挙げての例証
は省略するが、他に儀飾部「席」「扇」、飲食部「酒」、章
服部「冠」などが、『初学記』の「事対」からの撰取が顕
著である。

『初学記』の利用については、もう一つ注目すべきことがある。『初学記』は、周知のように、「叙事」「事対」のあとに、賦、詩、讚などの作品を引載しているが、『菁華抄』はその詩の中の語句を抄出して掲げているのである。これは他に類例のないことと考えられるので、挙例に少々紙幅を費してみたい。なお、詩の引用は該当する句のみとする。

儀飾部「鏡」に引掲する語句に次のようなものがある。

拭塵、鎔範、磨瑩、扨拭、山鷄舞(注略)、不夜月、無波菱、如一片水、

傍線を付した語句は『初学記』卷二十五、「鏡」に引載された次の詩の用語を抄出したものと考えられる。

隋、李巨仁、賦得鏡詩

無波菱自動、不夜月恒明。

周、庾信、詠鏡詩

玉匣聊開鏡、輕灰暫拭塵。

光如一片水、影照兩辺人。

傍線部である。「無波菱（波無き菱）」、「不夜月（夜ならざる月）」といった特異な表現、また「如一片水」という四字句の一致から、『菁華抄』がこれらの詩の用語を採録し

ていることは間違いないだろう。

以下『菁華抄』（菁）の語句とその典拠となった『初学記』（初）の詩句とを並挙する。

・〔菁〕音楽部「楽」

笙山上鶴、笛水中龍、

〔初〕卷十五「雜樂」

隋、盧思道、夜聞隣妓詩

笙隨山上鶴、笛奏水中龍。

五言の句は2／3で区切れるのが原則で、この詩もそうであるが、これを無視して1＋3の四字句としたのが『菁華抄』の句である。このような特殊な成句であることが、これがまぎれもなくこの詩にもとづくことを示している。同様の例は以下にも出てくる。

・〔菁〕音楽部「舞」

廻綺袖、転花鈿、

〔初〕卷十五「舞」

梁、王暕、詠舞詩

從風廻綺袖、映日転花鈿。

・〔菁〕音楽部「琴」

流水急、秋風清、……、戲鶴応舞、遊魚不沈、……、

3 齊娥、趙女、

〔初〕卷十六「琴」

趙蕭愨、聽_レ琴詩

1 絃隨_二流水_一急、調雜_二秋風_一清。

隋、江綵、賦得_レ詠_レ琴詩

2 戲鶴聞_レ應_レ舞、游魚聽_レ不_レ沈。

唐、楊希道、詠_レ琴詩

3 齊娥初_レ發_レ弄、趙女正_レ調_レ聲。

兩者を見比べてみると、『菁華抄』は詩と同じように対

語として抄出して取り込んでいる。以下の例も多くは同じ

である。

・〔菁〕音楽部「箏」

1 輕柱、繁絃、移柱、調絃、(西音)¹⁰、秦声³、趙曲、……

4 鶴別、烏啼、

〔初〕卷十六「箏」

梁、孝元帝、和_二彈_レ箏人_一詩

3 瓊柱動_二金糸_一、秦声_レ發_二趙曲_一。

梁、昭明太子、詠_二彈_レ箏人_一詩

2 塵多_レ涉_二移柱_一、風燥_レ脆_二調絃_一。

梁、王台卿、詠_レ箏詩

1 促_レ調移_二輕柱_一、乱_レ手度_二繁絃_一。

陳、陸瓊、玄圃宴各詠_二物_一得_レ箏詩

4 鶴別霜初緊、烏啼月正懸。

・〔菁〕音楽部「笙」

1 鳳翼、鸞音、(龍鱗)²、孤篠(紋陽)、洛浜、……、楚妃³

歎、荆王吟、孤竹管、

〔初〕卷十六「笙」

梁、沈約、詠_レ笙詩

2 彼美実枯枝、孤篠定參差。

……

本期_二王子宴_一、寧待_二洛浜_一吹_レ。

唐、楊希道、詠_レ笙詩

1 短長挿_二鳳翼_一、洪細摹_二鸞音_一。

3 能令_二楚妃歎_一、復使_二荆王吟_一。

4 切々孤竹管、來_レ應_二雲和琴_一。

・〔菁〕文学部「硯」

類壁水、染煙華、

〔初〕卷二十一「硯」

楊師道、詠_レ硯詩

円池類_二壁水_一、輕翰染_二烟華_一。

以上の諸例は『初学記』所収の詩の語句を抄出して採録したものである。音楽部の項目に例が多く、「琵琶」の項にも見られる。

先に見た「事対」からの採録に加えてこれがある。『初学記』は『菁華抄』の主要な素材源であったと考えられる。

『白氏六帖』が用いられている。飲食部「酒」を例とする。その前半部は次のとおりである。

蘭英、竹葉、榴花、蒲桃、梨花、桑落、桂醕、藍尾、九醞、千日（中山——／玄石乃醒）、十旬、百味、三清、三運、四子、三爵、三雅、一樽、藤枝（名／文集十一）、十分、……、拳白（引滿拳白酒解）、千鍾（堯飲／——）、投轄（陳遵字／孟公井中）、酣暢、沈湎、宴飲、醕酌、聖賢、獻酬、過沛（高祖——酒酣／擊筑自歌）、湛露（十觴）、瑤池（周穆／王）醉酣、陶々、厭々、油々、青州、従事、平原督郵、河朔飲（袁怡）、……

このうち、傍線を付した語句は『白氏六帖』巻五、「酒」に見えるが、これらを『白氏六帖』からの採録と考えるのは注記（への中）に着目してのことである。これは、『白氏六帖』における注記と一致する、あるいは略記した

ものとみなしうる。両者を対応させてみよう。

千日〔菁〕中山——玄石乃醒

〔白〕中山有酒飲者一醉千日玄石飲之千日乃醒

拳白〔菁〕引滿拳白酒解

〔白〕漢書曰引滿拳白酒觴

千鍾〔菁〕堯飲——

〔白〕孔叢子曰堯飲千鍾

投轄〔菁〕陳遵字孟公井中

〔白〕陳遵留客飲酒投車轄於井中

過沛〔菁〕高祖——酒酣擊筑自歌

〔白〕史高祖過沛置酒酒酣上擊筑自歌

湛露〔菁〕十觴

〔白〕之觴

瑤池^{〔註〕}〔菁〕周穆王

〔白〕周穆王宴西王母

『白氏六帖』も『菁華抄』と同じく「過沛」「湛露」「瑤池」の三語が連続する。

河朔飲〔菁〕袁怡

〔白〕袁紹在河朔每至夏大飲……

『菁華抄』は大きく省略している。なお、「袁怡」は「紹」

の誤写である。

これらの注記の近似、併せて同一の語句の連続から、これらは『白氏六帖』から採録したもので、これらを含む先掲の諸語句は『白氏六帖』の利用を示すものと考えられる。他に儀飾部「扇」「鏡」、文学部「勤学」「筆」に摂取が目につく。

『太平御覧』も利用されている。産業部「漁」を例にすると、その本文は次のとおりである。

- (1) 涪水（後漢書曰有老父常漁／釣於——因号涪翁）、(2) 坐茅（吕尚——以漁父□勞而問焉褒万哲）、(3) 雷沢（舜——於——）、(4) 吕望（大公六韜曰文王田于／渭陽見——坐茅以漁）、(5) 河浜（見御／覽漁部）、(6) 冬命（季冬命有司／始漁天子親往）、(7) 施網

「漁」の項はこれで全部で、わずかに七語である。しかし「施網」を除いて、いずれも小字注がある。これだけの比率で注があるのも特徴的であるが、注を伴うこれらの語句は『太平御覧』に拠るものではなからうか。「河浜」を除く、照応する『太平御覧』の記事を挙げると次のとおりである。

- (1) 後漢書曰、郭玉者広漢人。初有「老父」、不_レ知「何所

出。常漁_二釣於涪水。自号_二涪翁。……（卷八三四、釣）

(2) 六韜曰、吕尚坐_レ茅以漁。文王勞而問焉……（同）

(3) 尚書大伝曰、舜漁_二雷沢之中。（卷八三三、漁）

(4) 六韜曰、文王畋_二于渭陽見_二吕尚坐_レ弟以漁。（卷八

三二、獵）

(6) 礼記月令季冬曰、命_二有司始漁。天子親往。……

（卷八三三、漁）

いずれも若干の文字の異同があり、(1)(2)(6)は節略しているが、基本的には『菁華抄』と同一である。なお(1)(2)(4)については、出典注記を持つ語句として前に触れている。音楽部「竽」も『太平御覧』にもとづいているようである。「竽」の項も語句は少ない。

- (1) 知法度、(2) 三十六管、(3) 高邑人好吹（高丘子曾也）、(4) 随作（——）、(5) 齐宣王使人吹、(6) 濫吹（見御覧）、(7) 北斗工吹（見褒万抄）。

(6)には「見_二御覧_一」の注記があり、「濫吹」の語が『太平御覧』の「竽」に見えること、また、(7)「工吹」も同じく『太平御覧』巻五八一「竽」所引の「桓譚新論」からの抄出と考えられることは先に述べた。あとの(1)～(5)もやは

り同様であろう。「御覽」に次のような引用文があるのである。

(1) 楽府図曰、吹_レ竽有_三以知_二法度_一。竽音調則度教得_レ見。

(2) 通礼義纂曰、漢武帝時、丘仲作_二竽笙三十六管_一。

(3) 列仙伝曰、商丘子胥者高邑人也。好牧_レ豕吹_レ竽。

(4) 世本日、随作_レ竽。

(5) 韓子曰、齊宣王使_二人吹_レ竽有_三三百人_一。

傍線部がそれであるが、これらから抄出したのである。すなわち「竽」の項はすべて『太平御覽』を素材源とする。

類書に準じる書として『蒙求』と『李嶠百詠』がある。

『蒙求』も利用されている。それをよく示すのは文学部「勤学」である。その初めの三分の一ほどの本文は次のとおりである。

時習、日知、月就、¹映雪_{〈孫康〉}、²聚螢_{〈車胤〉}、三冬_{〈東方朔〉}、³三余_{〈董遇〉}、寸陰_{〈分〉}、一經_{〈韋賢黃金滿〉}、⁴編柳_{〈孫敬〉}、⁵截蒲_{〈路温舒〉}、⁶閉戸_{〈孫敬〉}、⁷割席_{〈管寧〉}、⁸下帷_{〈董仲舒〉}、⁹鑿壁_{〈匡衡〉}、¹⁰刺股_{〈蘇秦〉}、⁹帶經_{〈常林〉}、¹⁰漂麦_{〈高風〉}、吹藜、藜床、藜杖、青藜、

¹¹負笈_{〈蘇章〉}、¹²重席_{〈戴馮〉}、傍線を付した語句は『蒙求』に拠るものと考えられる。照応する『蒙求』の標句は次のとおりである。

1 孫康映雪、2 車胤聚螢、3 董遇三余、4 温舒截蒲、5 孫敬閉戸、6 管寧割席、7 董生下帷、8 匡衡鑿壁、9 常林帶經、10 高風漂麦、11 蘇章負笈、12 戴馮重席
これらの四字句の、故事をいう熟語を表に出し、人名を小字注として添えたのが『菁華抄』である。なお、1と2、9と10、11と12は『蒙求』においても対語となっている。次の諸例も『蒙求』に拠るものと考えられる。

季布一諾

滿籬_{〈韋賢〉}——韋賢滿籬

武子金埒

郭況_{〈金穴〉}

山簡倒載

逢萌扞冠——逢萌挂冠

王貢彈冠

鄭交甫_{〈解佩〉}——交甫解佩

(以上、章服部「冠」)
—の下に示したのは『蒙求』の本文で、これら小異のあるものもある。他は『蒙求』の標句そのままである。

『李嶠百詠』も以下のように用いられている。『李嶠百詠』は、そもそもその形式から、類書と同じように『菁華抄』の編者がその利用に直ちに思い至る文献であったと考えられる。すなわち部類に分ち、たとえば巻下、服玩部には床、席、帷、簾、屏、被、鏡、扇、燭、酒の項が、音楽部には琴、瑟、琵琶、箏、鐘、簫、笛、笙、歌、舞の項があるといった具合である。体例において『菁華抄』に類似する。かくてこのように活用されている。

『菁華抄』巻頭の宝貨部「金」の初めの部分は、『菁華抄』がいかなる書であるかの例示として先に引用したが(5頁上)、そのうちの「南楚」「西秦」「披砂」「擲地」及び中略した部分にある「四知」は『李嶠百詠』の玉帛部の「金」の詩に次のように用いられている語彙である。

南楚標_二前項_一、西秦識_二旧城_一。

祭_レ天封_二漢氏_一、擲_レ地響_二孫声_一。

向_レ日披_二沙浄_一、含_レ風振_二鐸鳴_一。

方同_二楊伯起_一、独有_二四知名_一。

「四知」などは他の書に拠ることも考えられるが(『蒙求』に「楊畏四知」がある)、「南楚」「西秦」は『菁華抄』でも連続しており、この詩から抄出したことは間違いないだ

ろう。

文学部の文房具の項は『李嶠百詠』の利用が明白である。「筆」に、

霜輝簡上発、錦字夢中開、……、良史載、振奇才_一左_レ右_レ、

の句があるが、これは『李嶠百詠』の「筆」の五言句をそのまま引用したものである。

握_レ管門庭側、含_レ毫山水隈。

霜暉簡上発、錦色夢中開

鸚鵡摘_レ文至、麒麟絶_レ句来。

何当遇_二良史_一、左右振_二奇才_一。

第2聯の二句は『菁華抄』引用句と異同があるが、注12著の「校勘」によれば、陽明文庫蔵『李嶠雜詠』の本文は引用句と同じである。

「硯」は、冒頭部に、

左思裁賦、王充作論、錦文、石巖、積潤、開氷、

と続くが、これも『李嶠百詠』の「硯」からの抄出である。

左思裁_レ賦日、王充作_レ論年。

光随_二錦文_一散、形帶_二石巖_一円。

積_レ潤修毫裏、開_レ氷小学前。

君苗徒見_レ蕪、誰識士衡篇。

「墨」に、

石炭、松心、長安、上党、

と四語が続けて引かれるが、これは『李嶠百詠』の「墨」の第1聯、

長安分_二石炭、上党作_二松心。

から抜き出したものである。

さらに、儀飾部「簾」に、

水精、珠網、玉鉤_{（金）}、銀_{（）}、真珠、翡翠、玳瑁、

盤龍_{（趙飛燕）}、

とあるが、傍線を付した語は同じく『李嶠百詠』「簾」の、

暁風清_二竹殿、初日映_二秦樓。

曖々籠_二珠網、纖々上_二玉鉤。

窓中月影入、戸外水精浮。

巧作_二盤龍勢、長從_二飛燕_一遊。

の傍線を抄出している。

このように、『李嶠百詠』も『菁華抄』が素材源として利用した書であった。

個別の詩文集からも採録されている。

まず『文選』である。第四節で出典注記のある語句につ

いて検討したなかに、『文選』所収の謝惠連の「擣衣詩」

の句があったが、それは注記のあるその句のみでなく、じ

つはその前後は集中的に同詩から抄出されているのであ

る。ここで見てみよう。章服部「擣衣」の初め、全体の四

分の一ほどは次のとおりである。

砧響_{（欄高）}／＼、杵声哀_{（楹長）}、

微芳起_{（両袖）}、輕汗染_{（双題）}（題額也）、

紈素既成、君子未_{（帰）}、

裁用_{（箭中刀）}、縫為_{（万里衣）}、

盈篋_{（自余午）}、幽滅_{（俟君開）}（擣衣事文選十五）、

▽白露滋_{（園菊）}、秋風落_{（庭槐）}、

肅々_{（沙雜羽）}、列々_{（寒蠶啼）}、

夕陰_{（結空曠）}、霄月_{（皓中閨）}（謂時節）、

美人_{（戒裳服）}、端飾_{（相招携）}、

簪玉_{（出此房）}、鳴金_{（步南階）}（謂_□擣衣女也）、

謝惠連の「擣衣詩」は次のとおりである。

衡紀_{（無）}淹_{（度）}、晷運_{（倏如）}催。

「白露滋_{（園菊）}、秋風落_{（庭槐）}。」

肅々_{（沙雜羽）}、列々_{（寒蠶啼）}。

夕陰結_二空幙_一、 霄月皓_二中閨_一。

美人戒_二裳服_一、 端飾相招攜、

簪_レ玉出_二北房_一、 鳴_レ金步_二南階_一。

▽欄高砧響發、 楹長杵声哀。

微芳起_二兩袖_一、 輕汗染_二双題_一。

紈素既已成、 君子行未_レ歸。

裁用_二筥中刀_一、 縫為_二万里衣_一。

「盈_レ篋自_二余手_一、 幽_レ絨候_二君開_一。

腰帶准_二疇昔_一、 不_レ知_二今是非_一。

この詩の全12聯のうち、最初と最後の聯を除き、他はすべて引用されている。ただし、『菁華抄』はどうしてか、前の5聯と後の5聯とを前後させて採録している。

他にも断片的な引用がある。文学部「文章」に

飛文、染翰、隨手、除痾、清芬、潤色、遊洛、課虚

無、叩寂寞、

とあるが、傍線を付した語句の、前の二語は「文選序」の、

飛文染翰、則卷盈_二乎細帙_一、

から、後の二語は陸機の「文賦」（卷十七）の、

課_二虚無_一以責_レ有、叩_二寂寞_一而求_レ音。

からの抄出である。

次に『白氏文集』である。先に（第四節）その巻数まで明記して白居易詩の詩語が採録されていることを見たが、白居易詩からの引用はなおある。しかも、その特徴として、ある項目に特定のある作品から集中的に詩語が採録されるということがある。その一つは儀飾部「鏡」である。該当部分を引用する。

拭塵、鎔範、磨瑩、扨拭、山鷄舞（――愛其毛／羽見舞）、不夜月、無波菱、如一片水（――）、秋潭（――）、

江心舟中鑄、五月五日日午時、背有九五飛天龍、……、金膏、範金、

傍線を付した語句は白居易の新樂府「百鍊鏡」（『白氏文集』卷四・146）からの抄出である。その前半部であるが、傍線部がそうである。

百鍊鏡、

鎔範非_二常規_一、 日辰処所靈且奇。

江心波上舟中鑄、 五月五日日午時。

瓊粉金膏磨瑩已、 化為_二一片秋潭水_一。

鏡成將_レ獻_二蓬萊宮_一、揚州長史手自封。

人間臣妾不_レ合照、背有_二九五飛天龍_一。

七言句もそのまま引用している。なお、『菁華抄』の「秋潭（ー）」は「ー」にその上の「一片水」が入ることを示し、「一片秋潭水」となる。

もう一例挙げてみよう。音楽部「琵琶」である。

玉柱、軋軸、……、絃中、膝上、……、半月、掩抑、
輕籠、慢撚、珠落、錚々、嘈々、……、間関鶯語、幽
咽泉流、抹復挑、如裂帛、

傍線を付した語は、これも有名な「琵琶行」（卷十二・603）の措辞である。いよいよ女が琵琶を弾く場面である。

軋軸撥絃三兩声、未成曲調先有情。
絃々掩抑声々思、似訴平生不得志。
低眉信手續々彈、說尽心中無限事。

輕籠慢撚抹復挑、初為霓裳後綠腰。

大絃嘈々如急雨、小絃切々如私語。

嘈々切々錯雜彈、大珠小珠落玉盤。

間関鶯語花底滑、幽咽泉流水下難。

……

曲終收撥當心画、四絃一声如裂帛。

東船西舫悄無言、唯見江心秋月白。

沈吟放撥插絃中、整頓衣裳起斂容。

傍線部がそうである。また『菁華抄』で「嘈々」と対応させて引く「錚々」は詩の「序」に、

間下舟船中夜彈琵琶者。聽其音、錚々然有京都
声。

として見える語である。

他に同様の例として、語句の数は少ないが、「琴」の項には「五絃彈」（卷三・14）の、武器「劍」には「李都尉古劍」（卷一・10）の措辞が引用されている。

これは他に類例のないこととして注目すべき事例であるが、出典未詳の唐詩から詩語が抄出引用されている。まずはその例を挙げてみよう。唐詩は便宜上『全唐詩』（中華書局、一九六〇年）に拠る。

宝貨部「錦」に次の語句が連続して挙げられている。

春水濯来、文君手裏（一）曙霞開、曙霞生、蜀城、

これは鄭谷の「錦二首」（『全唐詩』卷六七五。以下巻数のみ示す）から抄出したものである。

春水濯来雲雁活、夜機挑処雨灯寒。（第一首第3聯）

文君手裏曙霞生、美号仍聞借蜀城。（第二首第1聯）

伎芸部「図画」にも同様の例がある。次の諸句が引かれている。

壑常含霽、千里咫尺、綺羅有色、砧杵無声、草冬不凋、樹春不榮、毫末用功、鳥驚疑曙、花咲不春、

傍線を付した四字句はいずれも唐詩からの抄出である。
1・2は徐安貞の「題襄陽図」(卷二二四)の詩句である。

丹壑常含霽、青林不換秋。

圖書空咫尺、千里意悠悠。(第3・4聯)

傍線部であるが、抄出の仕方が特異である。第3聯は、五言句は2/3で区切れがあるという原則を無視して四字句となしている。また第4聯は前句の終わりと後句の初めの二字を繋いで一語としている。3は方干の「陸山人画水」(卷六五二)の措辞である。

毫末用功成一水、水源山脈固難尋。(第1聯)

さらに4・5は袁恕己の「詠屏風」(卷九九)から抜き出している。

綺閣雲霞滿、芳林草樹新。

鳥驚疑欲暎、花笑不関春。(第1・2聯)

傍線部であるが、これもやや無理のある抄出の仕方である。

産業部「漁釣」にも例がある。

1 葫蘆杓酌(一) / 春濃酒、着荷衣、舩艫舟流(一) / 夜漲灘、税不輸、鷗為侶、……、舩出葦林、終老溪頭、江村月落、

傍線を付した句はそれぞれ次の詩に出るものである。

1・2は杜荀鶴の七言詩「戲贈漁家」(卷六九二)の第

3聯の二句そのままである。3・4は同じく杜荀鶴の「贈彭蠡釣者」(同)に拠る。

偏坐漁舟出葦林、葦花零落向秋深。

祇將波上鷗為侶、不把人間事繫心。

(第1・2聯)

これも句の構成に拘わらずに抄出している。5は司空曙の「江村即事」(卷二九二)に由る。

釣罷歸來不繫船、江村月落正堪眠。(第1聯)

他にも同じような例があると考えられるが(先に引用した中にも、たとえば「図画」の「綺羅有色」―「砧杵無声」、「草冬不凋」―「樹春不榮」などはそうである)、確認できたのは以上である。

いずれも唐詩である。六人の作が明らかになったが、袁恕己は初唐、徐安貞は盛唐、司空曙は中唐、他の三人(鄭谷、方干、杜荀鶴)は晩唐で、晩唐の詩人が多い。また、

文学史に名が刻まれる杜荀鶴や「大唐十才子」の一人である司空曙のような名のある詩人もあるが、一方、袁恕已、徐安貞といった無名の者も含まれる。徐安貞は『全唐詩』にわずか十一首が残るだけで、袁恕已に至っては前述の詩〔詠「屏風」〕が現存する唯一の作である。

以上のような唐詩詩句の抄出は何を典拠とするものだろうか。前記の弱小詩人には別集は考えられない。いくつかの例があった五言詩の句法を無視した特異な抄出の手法は他に例を見いだしがたいが、『初学記』所引の詩からの抄出にも同じ方法が取られていた。このことはこれが『菁華抄』の編者によってなされたことを思わせる。確かな答えは出せないが、あれこれ思い巡らすと、編者の手許には唐詩の部類集といったものが準備されていたのであろうか。以上が中国の文献の利用の例である。

(未完)

注

- (1) 本書の調査時は石川文化事業財団お茶の水図書館であったが、二〇一三年四月一日を以てこのように改称された。
- (2) 『歌論歌学集成』別巻二(三弥井書店、二〇〇一年)。

(3) この書については、山崎誠「『文粹願文略注』零冊について」(『中世学問史の基底と展開』和泉書院、一九九三年)がある。

(4) 『礼記』には見えない。「春秋左氏伝」を誤ったものである。その隱公三年に「潢汙行淹之水、可_レ薦_二於鬼神_一」とあり、「神祠部」に採録されてしかるべき語である。

(5) 注3山崎論文も同じように解する。

(6) 注3山崎論文は『文粹願文略注』の成立は鎌倉中期とする。

(7) 山崎誠「幼学指南鈔」小考(注3著書)に翻刻がある。

(8) 『事類賦』卷九、宝貨部「金」に「登_二郭隗之台_一」とあり、注に「新序曰、燕昭王置_二千金於台上_一、以延_二天下之士_一、謂_二之黄金台_一」という。

(9) 以下、小字注は(へ)に入れ、本文と同じ大きさで、双行は一行にして示す。斜線は改行を示す。

(10) (へ)に入れた語句は該当しないものである。以下同。

(11) 『白氏六帖』は「瑤池之宴」。

(12) 本文は柳瀬喜代志編著『李嶠百二十詠索引』(東方書店、一九九一年)所収のものによる。

(付記)

『菁華抄』の調査に便宜を与えられた石川武美記念図書

館に謝意を表する。

二〇〇九年、書面を以て『菁華抄』の閲覽をお茶の水図書館に申請したが、その許可は成城大学の私の研究室への電話によって伝えられた。その電話がかかってきた時、ちよūdō研究室で大学院の授業を行っていたが、受講生の一人に信綱氏の曾孫に当たる佐佐木定綱君がいた。私は奇しき因縁を思った。ここに特に記しておきたい。